

生コンクリート品質低下防止対策指針

平成 16 年 4 月

堺 市

過積載防止対策・品質低下防止対策

請負人等の責務

請負人は、生コンクリートの JIS 表示認可工場が、「荷卸し地点までの品質の確保」を審査して認められたものであること、工場から現場までの運搬中のコンクリート管理は品質確保の上できわめて重要であることを認識し、請負人の責任において下請人の指導を徹底するとともに、荷卸し以降のコンクリートの品質確保について責任を負うものである。

生コンクリート工場の選定

土木工事については大阪府土木請負工事必携の「土木工事共通仕様書」、建築工事については日本建築学会「コンクリートの品質管理指針・同解説」及び「堺市建築工事特記仕様書」を踏まえて選定を行わなければならない。

また、納入された生コンクリートに対する品質保証があるか、ダンプ規制法、建設リサイクル法等の法令遵守を積極的に促進、貢献しているか、品質管理等の行政指導に具体的に対応しているかなどを考慮し、かつ、安定的供給が可能である工場を選定するようにしなければならない。

過積載・不法加水防止に対する遵守事項

- 1 生コンクリートの運搬にあたっては、別紙のとおり道路交通法等関係法令を遵守する。
- 2 生コンクリートの運搬は、JIS 規格に基づく性能をもつトラックアジテータを使用し、かつ、その製造所の主要諸元表等に定められた最大混合容量（ミキサ容量）以下とする。最大積載量は車検証による。ドラム容積比は5 1.5 %以下とする。
- 3 生コンクリートの運搬に使用するトラックアジテータについては、メーカーの主要諸元表及び種類、登録番号（ナンバープレート）を記載したコンクリート施工計画書を提出すること。また、打設時に変更がある場合は、その都度、変更分を提出すること。
- 4 請負人は過積載をしないよう下請人を指導し、また見過ごさないよう常に注意し、伝票等で過積載のないことを確認すること。
- 5 請負人は、打設完了後速やかに、生コンクリート工場出荷納品伝票の写しを提出すること。また、生コンクリート工場の運行管理記録（タコグラフデータ、運転日報）の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- 6 請負人は、下請人に対して加水をしないよう指導するとともに、具体的な対策を記載したものをコンクリート施工計画書等に添付すること。また、ポンプ圧送に使用するポンプ車の性能をコンクリート施工計画書等に明記し、コンクリート圧送施工技能士の免許証の写しを添付すること。
- 7 請負人は、下請人が加水の疑いをもたれるような行為を行わないよう指導すること。
- 8 運転者は、生コンクリート運搬車を現場内で洗浄しようとする場合、請負人は洗浄水が打設中のコンクリートに混入しないよう配置計画し、生コンクリート運搬車の

洗浄設備（水道、ホース、洗浄水受け）を設けること。生コンクリート運搬車の水洗いを道路など現場外では行わせないこと。

- 9 生コンクリートを打設するときは、現場代理人以外にコンクリート管理要員を配置すること。

上記事項に違反が認められた場合の措置

改善指示等

- 1 当該生コンクリートは受け入れないこととし、請負人は改善した状態の生コンクリートを早急に納入すること。
- 2 改善されない場合は、工事を一時中断する。中断により発生する費用は、すべて請負人の負担とする。
- 3 監督員は、違反した下請人に対する必要な措置をとるよう、請負人に措置請求を行う。
- 4 請負人は、監督員より上記の請求を受けた場合は、速やかに当該下請人に対して必要な措置を講じなければならない。
- 5 監督員は、再発防止に向けて書面により改善を指示することができる。
- 6 請負人は、上記の改善指示を受けた場合、改善報告書を書面により提出しなければならない。
- 7 請負人において改善が認められない場合は、工事請負契約書に基づいて現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者等の交替その他必要な措置を講じる。
- 8 監督員は、疑わしき行為を確認した場合でも、違反を認めたのと同様の改善指示等を行う。

打設後に違反を確認した場合の措置

- 1 コンクリートがまだ固まらない間に確認した場合は、工事を一時中断し、不良コンクリートを速やかに除去し、監督員の承諾を得て再開する。
- 2 コンクリートが既に硬化を始めた時点で確認した場合は、他の良好なコンクリートに影響を及ぼさない方法で、不良コンクリートを除去する。不良コンクリートの部位が不明確な場合は、詳細に調査し、不良コンクリートを特定しなければならない。特定した場合でも、同時に打設した全てのコンクリートについて、構造体のコア抜きを行い、公共試験場で圧縮試験、透気性試験、中性化試験、水セメント比試験を行い、結果を確認する。
- 3 不良コンクリートの調査、除去、試験、再打設をはじめ復旧にかかる全ての費用は請負人の負担とする。
- 4 改善指示は前項の改善指示等に準じて行う。
- 5 打設後に不良コンクリートを確認した場合は、請負人の現場管理能力について疑義が生じることとなるため、請負人の再発防止に向けた抜本的計画が示されない限り工事の再開は行わない。

工事成績への適切な評価

過積載、不法加水は、法令及び仕様書等の遵守事項に違反する行為であることから、工事成績において厳格かつ適正に評価する。

過積載の法規制

道路交通法第57条

車両の運転手は車検証に記載された最大積載量を超えた積載をして車両を運転することを禁止している。

道路法第47条

道路及び橋梁の保全並びに交通安全のため、車両重量等の限度を車両制限令（昭和36年政令265号）で定め、原則としてこの制限を越える車両は道路を通行することが禁止されている。なお、車両制限令第3条では、車両総重量の一般的な限度を20tとしている。

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第17条

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引き受け、過積載を前提とする運行計画の作成及び運転者や従業員に対する過積載の指示が禁止されている。

ダンプ規制法第3条、第4条（許可条件等の表示）

車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプカー等（大型ダンプカー）の使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面の見やすい個所に表示することが義務付けられている。

ダンプ規制法第6条（自重計の設置）

大型ダンプカーの使用者は、積載重量を自動的に計量する装置を取り付けることが義務付けられている。

運 用 基 準

コンクリート施工計画書とは
生コン配合計画書と打設時の運搬計画書をいう。
その他は監督員の指示による。

標準タイプ(減トンしていない場合)

車両総重量区分	標準車の最大積載量区分	ドラム 容量 m3	ミキサ 容量 m3	
20トン超	12.00トン以上	10.2	5.2	
18トン以上20トン以下	10.00トン以上12.00トン未満	8.9	4.5	
8トン以上18トン以下	7.50トン以上10.00トン未満	6.3	3.2	
	6.00トン以上7.50トン未満	5.6	2.8	
	5.00トン以上6.00トン未満	4.4	2.2	
8トン未満	4.00トン以上5.00トン未満	3.4	1.7	
	3.25トン以上4.00トン未満	2.8	1.4	
	2.75トン以上3.25トン未満	2.5	1.2	
	2.75トン未満	1.9	0.9	